

平成19年(行ウ)第32号設楽ダム公金支出差止等請求事件

原告 市野和夫 外167名

被告 愛知県知事 外1名

第 1 準 備 書 面

平成19年7月31日

名古屋地方裁判所

民事第9部 御中

原告ら代理人	弁護士	在	間	正	史
同	弁護士	原	田	彰	好
同	弁護士	竹	内	裕	詞
同	弁護士	樽	井	直	樹
同	弁護士	白	川	秀	之
同	弁護士	濱	鳶	将	周
同	弁護士	魚	住	昭	三
同	弁護士	石	和	康	宏
同	弁護士	笠	原	一	浩

同 弁護士 籠 橋 隆 明

原告ら復代理人 弁護士 吉 江 仁 子

同 弁護士 若 山 哲 史

被告ら答弁書に対して

請求の趣旨の変更

請求の趣旨 1 項につき、そのうちダム使用権設定申請に係るものを取り下げ、次のように縮減変更する。

- 1 被告愛知県公営企業管理者企業庁長は、設楽ダムに係る水道用水のダム使用権に関して、当該ダム使用権によって確保された水道用水を取水する権利を取得してはならない。

変更した請求の趣旨に対する請求の原因は、後記「答弁の理由に対して」の第 2・1 の通りである。

答弁の理由に対して

第 1 住民監査請求前置要件の欠如（第 1）について

1 原告吉田政則（第 1・2 第 1 段落）について

- (1) 被告らは、答弁書別表原告番号 1 4 7 番の原告吉田政則はこれまでに全く住民監査請求を行っていないと主張する。
- (2) しかし、原告吉田政則は平成 1 9 年 5 月 2 5 日に訴えを取り下げている。

2 原告伊藤きみ始め 5 2 名（第 1・2 第 2 段落）について

- (1) 被告らは、答弁書別表の原告番号 9 番の原告伊藤きみ始め 5 2 名については、本訴が提起された平成 1 9 年 4 月 1 2 日までに適法な住民監査請求を経ておらず、いずれも原告適格を有しない者というべきである、と主張する。

この件に関しては、上記原告らのうち同表原告番号 8 6 番の原告富田達也（以下「原告富田」という。）を除くその余の 5 1 名（以下「原告伊藤外 5 0 名」という）と、原告富田とを分けて論じる。

(2) 原告伊藤外 5 0 名について

原告伊藤外 5 0 名は、同原告らおよび原告富田を除く平成 1 9 年 3 月 1 2 日に住民監査請求を却下された原告市野和夫を始めとする 1 1 6 名の原告ら（甲 2 の 1）と全く同一内容の住民監査請求を、同年 3 月 1 9 日、同月 2 6 日および同月 2 7 日に提出している。そして、その監査結果は上記 1 1 6 名の原告ら（甲 2 の 1）と全く同一である。原告伊藤外 5 0 名の住民監査請求がすでに監査結果が出されているものと全く同一内容のもので、また、その監査結果もす

でになされた監査結果と全く同一であるにもかかわらず、その監査結果の通知が同年4月23日と遅れたのは(甲2の2)、監査委員の定例会議が本訴を提起した同年4月12日の後であるという、専ら監査委員側の都合によるものである。

原告伊藤外50名は、本訴を提起した平成19年4月12日の前にすでに住民監査請求を行っており、住民監査請求を経ているものであって、何らの瑕疵はないものというべきである。

(3) 原告富田について

原告富田は、平成19年5月1日に住民監査請求を行い、同月11日に結果の通知を受けた。そして、原告富田が平成19年5月1日付けでなした住民監査請求は、同年2月7日付けで116名の原告らが行った住民監査請求と同一内容であり(甲1の5)、かつ同年5月11日付けで通知された監査結果は、116名の原告らが同年3月12日付けで通知された監査結果と同一である(甲2の3)。

地方自治法242条の2第1項は、「前条第一項の規定による請求をした場合」、つまり、住民監査請求をした場合に限り、住民訴訟を提起することを認めている。しかし、この要件は訴訟要件にすぎない(大阪地判昭和54年2月28日判例時報930号63頁、宮崎地判昭和57年3月29日判例タイムズ477号164頁等)。したがって、住民監査請求前置の要件も、事実審の口頭弁論終結時までに具備されれば足りることになる。

よって、原告富田の住民監査請求不前置の瑕疵はすでに治癒されている。

3 異時の住民監査請求人の同一住民訴訟(第1・2第3、第4段落)について

(1) さらに、被告らは、次のように主張する。答弁書別表記載の52名の原告らの訴えは、他の116名の原告らが行う地方自治法242条の2第1項の「監査委員の監査結果」に対する不服とは時間的に別の監査請求に対する不服に関して提起されたものであるから、訴えの変更がなされない限り、別訴の提起として取り扱われなければならない。そうすると後に訴えを変更して他の116名の原告らと同一請求をした場合、地方自治法242条の2第4項の規定により、その訴えもまた不適法というべきである。

(2) 時期的に別々の住民監査請求がなされ又は別々に監査結果が通知された場合

でも、別々の住民監査請求人も同時に同一内容の住民訴訟を共同して提起できるのは当然のことである。住民監査請求の内容が同一であり、そのうえ監査の結果が同一であればなおさらである。

住民訴訟は、地方自治法 242 条の 2 第 1 項各号の規定から明らかなように、当該住民訴訟の原告がなした住民監査請求に対する監査結果の取消等の変更を求めるものではなく、直接的に職員の行為等を求めるのである。したがって、同じ職員の行為等を求める住民訴訟であれば、住民監査請求をした時期にかかわらず同時に共同して訴えを提起できるのである。異なった時期にした同一内容の住民監査請求人の同一内容の住民訴訟は、住民監査請求人毎の別訴訟の集合ではなく、全住民監査請求人の同一の共同訴訟である。被告らのいう「訴えの変更」を容れる余地はなく、そのような主張をする被告らはどのような訴えに変更すべきかというべきである。

地方自治法 242 条の 2 第 4 項は同一請求の別訴の禁止を定めているが、それは、異なった時期に同一趣旨の住民監査請求が行われたときは、各別にではなく同時に住民訴訟を提起すべきであるとの前提に立っているからである。そう解しても、何ら被告らには防御上不利益はないし、むしろ訴訟経済にかなない、この観点から同一請求の別訴禁止を定める地方自治法 242 条の 2 第 4 項の趣旨に合致する。

もし、異なった時期に監査請求した住民監査請求人は同時に共同して住民訴訟を提起できないという被告らの考えに立てば、異なった時に同一内容の住民監査請求が行われたとき、たまたま最初に訴えを提起したそのいずれかの請求人しか住民訴訟を提起できず、その他の請求人は住民訴訟を提起できないことになり、これらの者の地方自治法 242 条の 2 によって与えられている住民訴訟を提起する権利を最初から奪うという明らかに不合理なことになる。

- (3) 本件において、原告伊藤外 50 名については、平成 19 年 2 月 7 日付けで住民監査請求がなされ同年 3 月 12 日に住民監査請求を却下された上記 116 名の原告ら（甲 2 の 1）と同一内容の住民監査請求を同年 3 月 19 日付け、同月 26 日付けおよび同月 27 日付けでなし、本訴提起後の同年 4 月 23 日に上記 116 名の原告らと全く同一内容の監査結果の通知を受けた（甲 2 の 2）。

次に、原告富田が平成 19 年 5 月 1 日付けでなした住民監査請求は、同じく

上記 116 名の原告らが行った住民監査請求と同一内容であり、かつ同年 5 月 11 日付けで通知された監査結果は、上記 116 名の監査結果と全く同一である（甲 2 の 3）。

したがって、答弁書別表記載の 52 名の原告らは、上記 116 名の原告らと共同して本訴を提起できるのである。

第 2 愛知県公営企業管理者企業庁長の被告適格（第 2）について

1 請求の原因の変更

(1) 第 3・21) の第 3 段落（訴状 9 頁）を次のように変更する。

設楽ダムの目的うち特定多目的ダムの根拠となっている水道水の確保に関しては、それは愛知県東三河地域において水道水を確保することを目的としている。この水道水の豊川からの取水は豊川用水の取水施設を用いて独立行政法人水資源機構（以下「水機構」という）が行い、愛知県企業庁は水機構の施設から取水する。ダム使用のためには、ダム使用権のほかに水利権を有しなければならないので（特ダム法 3 条）、設楽ダムの水道水のダム使用権設定予定者には、特ダム法からは水機構がならざるを得ないが、設楽ダムによって確保された水道水は、東三河地域において確保するものであるので、東三河地域に水道水を供給する愛知県企業庁が専ら取水して使用し、権利として取得する。そのため、設楽ダムの水道水に係るダム使用権設定予定者の建設費用負担金は、愛知県企業庁が最終的に負担する。

(2) 第 9・21) の第 1 段落（訴状 29 頁）を次のように変更する。

被告愛知県公営企業管理者企業庁長（以下「企業庁長」という）は、愛知県企業庁が地方公営企業として行っている愛知県水道水供給事業および東三河工業用水道事業の管理者として、ダム使用権によって確保された水道水の取得つまりダム使用権者から取水する権利の取得に関する権限、および、特定多目的ダムに係る建設費用負担金のうち、水道水に係る負担、およびダム依存水利の利水安全度向上に係る負担のうち水道水と工業用水の負担分についての支出に関する権限を有している。

2 被告らの主張に対して

被告ら主張のように、地方公営企業法 9 条 14 号、同法施行令 8 条の 2 により、ダム使用権の設定を受けることは地方公共団体の長である知事の権限に属し、公

営企業管理者の権限でないとしても、当該企業の用に供する資産を取得することは、地方公営企業の業務の執行として、地方公営企業法 9 条 7 号によって公営企業管理者の権限に属することである。

水機構が設楽ダムの水道用水のダム使用権設定予定者となって東三河地域において確保した水道用水は、東三河地域における水道用水の供給に使用するため、専ら愛知県企業庁が取得するが、これは地方公営企業である愛知県水道用水供給事業の用に供する資産の取得であって、地方公営企業法 9 条 7 号によって、公営企業管理者である愛知県企業庁長の権限に属することである。

第 3 住民監査請求との請求の同一性（第 3）について

1 被告らの主張

(1) 請求の趣旨 1 項は、「被告愛知県企業庁長は、設楽ダムに係る水道用水のダム使用権に関して、ダム使用権の設定申請その他そのダム使用権によって水道用水を取水する権利を取得することをしてはならない」とするが（なお、本準備書面で変更後の請求の趣旨 1 項は「被告愛知県企業庁長は、設楽ダムに係る水道用水のダム使用権に関して、当該ダム使用権によって確保された水道用水を取水する権利を取得してはならない」である）、本訴に前置する住民監査請求では「費用負担金につき、支出しない、国(国交省)に対する負担義務の不存在の確認請求、支出されたときは支出職員に対する損害賠償請求、その他必要な措置」を求めており、請求の趣旨 1 項記載の事項については何ら請求していなかった。

(2) 請求の趣旨 2 項は、「設楽ダムに係る建設費用負担金のうち、1)被告愛知県企業庁長は、……豊川用水の利水安全度向上に係る負担のうち水道用水と工業用水の負担分、2)被告愛知県知事は……豊川用水の利水安全度向上に係る負担について、その支出をしてはならない」としているが、これらについても住民監査請求では何ら請求していなかった（結論では、全ての支出差止請求について却下を求める記述をしているが、実際に述べられているのは豊川用水の利水安全度向上についてだけであるので、被告らが却下を求めているのは豊川用水の利水安全度向上に係るものだけであり、その他の費用負担金の支出差止請求については却下を求めていないと理解する）。

(3) しかし、被告らの上記主張はいずれも失当である。

2 住民訴訟が監査請求前置とされていることから、監査請求と住民訴訟の対象行為は同一であることは必要であるが、これは監査請求の趣旨と住民訴訟の請求の趣旨が完全に一致していることを必要とするものではない。

それは第一に、住民訴訟は違法な行為が対象になるが、監査請求は違法だけでなく不当な行為も対象になるのであるから、監査請求の趣旨と住民訴訟の請求の趣旨が食い違うことは避けられないからである。

第二に、財務会計行為は時を迫って発展する場合があるのであり、住民訴訟の請求の趣旨を監査請求の趣旨と同一としなければならないのであれば、訴訟において適切な請求をすることができなくなるからである。

第三に、監査請求に基づく監査によって必要な措置が勧告され、措置が講じることが期待されるのであって、そのような措置がなされればその行為・事実に至らなかつたろう場合、その行為・事実も住民訴訟の対象とされなければならない。このような場合にも、監査請求の趣旨と住民訴訟の請求の趣旨が食い違うこととなるからである。

したがって、住民訴訟の対象となる行為・事実は、監査請求に係る行為・事実から派生し、又はこれらを前提に後続することが必然的に予想される全ての行為・事実に及ぶというべきであり、そのような観点から同一性が肯定できれば監査請求前置の要件は満たされていると言うべきである。

3 最高裁判所昭和62年2月20日判決(民集41-1-122)も、財務会計上の行為を違法・不当として是正を求める住民監査請求は、当該行為が違法・不当であることから生じる賠償請求等の行使を怠る事実及ぶとしており、監査請求と住民訴訟の対象の同一性については、住民監査請求で求められた措置内容と、住民訴訟の請求内容が異なっても、違法と主張された財務会計行為・怠る事実が同一である限り、住民監査前置の要件を満たすというべきである。

4 請求の趣旨1項は、水道用水に係る権利の取得の差止を求めている。

設楽ダム建設費の費用負担金の支出の前提として、設楽ダムで開発されダム使用权で確保された水道用水つまりそれを取水する権利という資産の取得行為がある。つまり、設楽ダムの水道用水のダム使用权設定予定者が負担する費用負担金について愛知県企業庁がその支払い義務を負い、支出するには、その前提として当該ダム使用权で確保された水道用水という資産を取得する行為がなされるので

ある。ダム使用権で確保された水道用水という資産を取得するから費用負担義務が発生し、費用負担金を支出することとなり、資産を取得しなければ、費用負担義務は発生せず、費用負担金を支出する余地もない。

請求の趣旨1項は費用負担金の支出の前提行為である資産の取得の差止を求めるものである。

原告らが本件住民監査請求で求めているのは、設楽ダムの愛知県の費用負担金につき、支出しない、国（国土交通省）に対する負担義務の不存在の確認請求、支出されたときは支出職員に対する損害賠償請求、その他必要な措置、である。

上記のように費用負担金を支出しないためには、その前提となる資産の取得をしないようにする必要があるので、の「その他必要な措置」は、費用負担金の義務負担や支出の前提となる資産の取得行為の差止を含んでいるものである。

したがって、原告らは、設楽ダムのダム使用権で確保された水道用水の取得の差止請求である請求の趣旨1項について、住民監査請求を起している。

5 請求の趣旨2項には、豊川用水（豊川総合用水を含む、従前および以後も同じ）の利水安全度向上に係る負担の支出を求めている部分がある。被告はこの部分を取り上げて、監査請求を起していないと主張する。

しかし、利水安全度向上に係る容量は、貯水容量のうち利水容量中の「流水正常機能維持容量6000万m³」に属するものであって、その具体的容量は示されていない。本件住民監査請求では、住民監査請求書において、流水正常機能維持容量6000万m³は1項の表中に明記されており、4項において設楽ダムの各容量に関して発生する愛知県の費用負担金につき、その支出の差止を求めている。流水正常機能維持容量に含まれている豊川用水の利水安全度向上に係る費用負担金の支出差止を本件住民監査請求で求めているのである。

請求の原因の第7流水正常機能維持のなかで、4項で豊川用水の利水安全度向上について述べたのは、流水正常機能維持容量に含まれている豊川用水の利水安全度向上には、流水正常機能維持容量一般の問題に加えて特に問題があるので、それを述べたものである。

また、豊川用水の利水安全度向上のための水資源開発が必要なのは、当該利水安全度が前提とする水需要が想定されることが前提であるが、豊川水系の水需要

予測が過大であり、予測されるような豊川用水の水需要は想定されないことは住民監査請求書で詳細に指摘しているところであり、豊川用水の利水安全度向上のために設楽ダムを建設する必要がないことを問題にしているのである。

以上の通り、豊川用水の利水安全度向上に係る負担の支出差止も本件住民監査請求で求めているのであり、監査請求前置を満たしている。

第4 財務会計上の行為性（第4）について

1 被告らは、「設楽ダムに係わる水道用水のダム使用权に関して、ダム使用权の設定申請その他そのダム使用权によって水道用水を取水する権利（本準備書面による変更により、当該ダム使用权によって確保された水道用水を取水する権利）を取得すること」は、水道用水を確保するという行政目的を実現するためのものであるから、財務会計上の行為に該当しない、と主張する。

2 地方公共団体の公金、財産および営造物が、本来、住民の納付する租税その他の公課等の収入によって形成され、自治行政の経済的基礎をなすものであるところ、住民訴訟が、役職員による違法な支出、財産管理、処分行為を矯正し、もって公共の利益の擁護に遺憾なからしめるために認められたものであることから、住民訴訟における差止請求の対象となる財務会計上の行為とは、地方公共団体の財務的処理を直接の目的とする行為と解されている。

地方財政法6条は、公営企業で政令で定めるものについては、その経理を特別会計を設けて、その性質上、それが適当でない経費と客観的に困難な経費を除いて収入による独立採算により経営されるべきことを規定し、同法施行令12条は、そのような公営企業の一つとして水道事業を定めている。また、地方公営企業法は、同法が全面的に適用される企業として水道事業を挙げ（同法2条）、その財務会計等に関し発生主義に基づく企業会計方式を採用すべきことを定めている（同法20条）。

それゆえ、水道用水のため流水の貯留を一定の地域において確保する権利（特ダム法2条2項）である水道用水のダム使用权は、地方公営企業会計においては資産の一つである無形固定資産であり、ダム使用权によって確保された水道用水を取水する権利も同様にダム使用权に準じる無形固定資産であって（地方公営企業法施行規則2条4号、2条の2、9条）、その取得は資産の取得である。そして、地方公営企業が当該企業の用に供する無形固定資産などの資産を取得する場

合には、資産の取得であるから当然に前記の会計規律が適用される。すなわち、資産の取得には当然に取得のための代金や費用負担金などの経費が伴うものであり、地方公営企業においては資産の取得経費の支弁は使用収入による独立採算により厳格に規律されているのである。

したがって、「設楽ダムに係わる水道用水のダム使用权に関して、当該ダム使用权によって確保された水道用水を取水する権利を取得すること」が、地方公共団体の財務的処理を直接の目的とする行為に該当することは明らかであり、住民訴訟における差止請求の対象となる財務会計上の行為に該当するものである。

第5 財務会計上の行為の蓋然性と差止行為の不特定性（第5、第6）について

1 被告らの主張

(1) ダム使用权の設定予定者が建設の目的である各用途について建設費用を負担しなければならないとされ、ダム使用权の設定予定者は国土交通大臣が作成する基本計画において定められることになっているが、本件においては基本計画そのものが現在全く定められておらず、ダム使用权設定予定者さえも未だに決定していないこと、さらにはダム使用权の設定申請すらなされていないこと、仮に被告らが将来ダム使用权の設定申請を行ったとしても誰をダム使用权の設定予定者として認めるかは国土交通大臣の判断にゆだねられており被告らがダム使用权の設定予定者となることは確定していないことから、財務会計上の行為がなされることの蓋然性が全く認められない。

(2) さらに、設楽ダムに係る費用負担を定める国土交通大臣が作成する基本計画が未だ定められていないことから、「本件においては、そもそも、特定されるべき債務自体が全く存在していない」旨主張している。

2 本件では支出差止請求の特定性は優に認められる。

(1) 被告らは、最高裁判所平成5年9月7日判決を引用して、本件では差止め行為が特定されていないと主張している。

しかし、同判決は、愛媛県今治市の「織田が浜」に関して今治市長が得た埋立免許が瀬戸内海環境保全特別措置法13条および公有水面埋立法4条に反する違法なものであるとして、「今治市長は、今治市が別紙図面記載の都市計画公園『東村海岸公園』の地先に計画している埋立免許に基づく」埋め立て工事に関する一切の公金を支出してはならない」という差止請求を、対象行為の特

定性がない不適法なものであるとして却下した第1審、2審判決を、最高裁が破棄したものである。

同判決は、原判決が最高裁平成2年6月5日判決に依拠して、対象行為の個別具体的特定を要求していたのに対して、「事前の差止請求にあっては、当該行為の適否の判断のほか、さらに、当該行為が行われることが相当の確実さをもって予測されるか否かの点および当該行為により当該普通地方公共団体に回復の困難な損害を生ずるおそれがあるか否かの点に対する判断が必要となることからすれば、これらの点について判断することが可能な程度に、その対象となる行為の範囲等が特定されていることが必要であり、かつこれをもって足りるものというべきである。」とし、「このような観点からすると、例えば、特定の工事の完成に向けて行われる一連の財務会計上の行為についてその差止めを求めるような場合には、通常は、右工事自体を特定することにより、差止請求の対象となる行為の範囲を識別することができ、また、右特定の工事自体が違法であることを当該行為の違法事由としているときには、当該行為を全体として一体とみてその適否等を判断することができるというべきであるから、右工事に関わる個々の行為の一つ一つを個別、具体的に摘示しなくても、差止請求の対象は特定されていることになるというべきである。」と述べている。

- (2) その後、最高裁は、平成18年4月25日判決において、羽村市の施行する予定の土地区画整理事業が違法であると主張し、市作成の平成13年度一般会計歳入歳出決算書の抜粋等を添付して、同年度に同事業のために支出された公金を市に返還し、今後もこのような不当、違法な事業に対し公金を支出しないよう適切な措置を求める旨の住民監査請求につき、上記事業にかかわる公金の支出を全体として一体とみてその違法性又は不当性を判断するのを相当とする場合に当たること、上記監査請求において返還を求めるべきであるとされた公金の支出が上記決算書の抜粋に特定の経費として記載されたものを指すことは明らかで、監査委員において各支出行為を容易に把握することができること、上記事業を特定することにより差止めの対象となる公金支出の範囲も識別することができること、上記監査請求の時点では事業計画の決定および公告がされていなかったとはいえ、土地区画整理事業の都市計画決定がされて施行区域も定まり、市の事業計画(案)も縦覧に供され、施行規程も制定される

という段階に至っており、差止めの対象となる公金支出がされることが相当の確実性をもって予測されるかどうかの判断も可能であったことなど判示の事情の下においては、上記監査請求は、請求の対象の特定に欠けるところはないという判断を下した。

- (3) そのうえ本件では、請求の趣旨2項は、上記最高裁判例から請求対象の特定として認められる「設楽ダムの建設に関する一切の公金の支出」よりもさらに特定した被告らの特ダム法7～9条に基づく「設楽ダム建設費用負担金」についての支出の差止を求めている。特ダム法に基づく設楽ダム建設事業の費用負担金という特定がなされており、対象となる行為が明らかであって、差止請求の特定に欠けるところは何もない。

3 本件においては、支出がなされる蓋然性を優に認めることができる。

- (1) 上記のように最高裁平成18年4月25日判決は、監査請求の時点では土地区画整理法上の事業計画の決定および公告がされていなかった事案において、「土地区画整理事業の都市計画決定がされて施行区域も定まり、羽村市の本件事業に関する事業計画(案)も縦覧に供され、施行規程も制定されるという段階に至っている以上、本件事業およびこれに伴う公金の支出がされることが相当の確実性をもって予測されるかどうかの判断を可能とする程度の特定性もあったといえることができる。事業計画の正式な決定前であるため、その後本件事業の基礎的事項に変更があり得るとしても、上告人らの主張する違法性ないし不当性の内容からして、その変更が本件事業およびこれに伴う公金の支出の適否等の判断に大きく影響するものとは考えられない。したがって、将来の公金の支出についても、住民監査請求の対象の特定として欠けるところはないといえることができる」との判断を示している。

上記最高裁判決が、事業計画の正式な決定前であっても、事業およびこれにともなう公金の支出がされることが相当の確実性を持って予測される場合があることを論理的な前提としていることは明らかである。

- (2) 被告らは、上記1(1)のように、ダム使用权の設定予定者が建設の目的である各用途について建設費用を負担しなければならないとされ、ダム使用权の設定予定者は国土交通大臣が作成する基本計画において定められることになっているが、本件では国土交通大臣の基本計画も作成されておらず、ダム使用权の

設定申請がなされていないことから、建設費用の負担という公金の支出自体がなされるか否か、なされるとしてそれが誰になるか等について「相当程度の客観的、具体的可能性」が存在しているとはいえないと主張している。この主張は、ダム使用権設定予定者の費用負担金の支出差止のみについての主張か（この場合は、被告知事の愛知県に係る費用負担金の支出差止請求に対しては却下を求めないことになる）、それ以外の愛知県の費用負担金の支出差止も含んだものか判然としないが、被告らは被告知事を含む全ての請求について却下を求めているので、ここでは後者の主張と理解する（被告知事はダム使用権設定申請がなされていないことが、愛知県の費用負担金の支出の蓋然性がないことを明らかにする必要があるが、被告知事はその主張すらしていない）。

被告らの主張を前提とすると、国土交通大臣が基本計画を定め、そこにおいてダム使用権の設定予定者を定めることによって初めて、財務会計行為を行う蓋然性が認められ、監査請求を行うことができるということになってしまう。上記最高裁判決がそのような考えに立っていないことは明らかである。

- (3) 本件では、平成18年2月18日に閣議決定された豊川水系水資源開発基本計画（豊川水系フルプラン）において、東三河地域における水道用水0.18m³/sの供給を確保するための設楽ダム建設事業が明示されている。そして、設楽ダムの基本計画の決定の前提となる環境影響評価手続が、平成16年11月の環境影響評価の方法書の縦覧開始によって始まっており、すでに同方法書に対する意見書の提出、環境影響評価準備書の縦覧とこれに対する意見書の提出がなされ、現在においては、環境影響評価書の縦覧中である。さらに、国の平成19年度の予算において、設楽ダム建設事業に19億円の予算措置が講じられている。そして、東三河地域の水道用水の供給のためにダム使用権によって確保された水道用水は、全てが既設の水機構の取水施設（大野頭首工および牟呂松原頭首工）を用いて取水され、東三河地域に水道用水を供給する愛知県営水道事業を運営する愛知県企業庁がそれを取水することになっている。

これらの事実を見るならば、設楽ダム基本計画が未だ作成されていなくても、設楽ダム建設事業の実施ならびに愛知県および愛知県企業庁の設楽ダム建設費用負担金についての支出がなされることは、相当の確実性をもって予測されるということができ、財務会計行為がなされる蓋然性が認められる。